職業紹介における手数料および返戻金制度について

当社は紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働省に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書または覚書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、契約書または覚書でご確認ください。

届出制手数料に係る手数料表	
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬　職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後１年間で支払われた賃金の100%を超えない額 手数料負担者は、　求人者　とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬　職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後１年間で支払われた賃金の100%を超えない額 手数料負担者は、　求人者　とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金　1,000,000円 活動一日当たり　20,000円 成功報酬　職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後１年間で支払われた賃金の100%を超えない額 手数料負担者は、　求人者　とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率です。100%上限と記載しておりますが、通常25%で対応させて頂いており、職種による手数料の相違はございません。

（但し、契約書や覚書等において別途の定めがある場合は、当該内容が適用されます）

＜返戻金制度について＞

当社より紹介した方の雇用契約が短期間で終了した場合（本人の自己都合退職又は本人の責による解雇の場合に限る）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

・入社後2週間以内に雇用契約が終了した場合　　100%
・入社後2週間を超え1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合　　75%
・入社後1ヶ月を超え2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合　　50%
・入社後2ヶ月を超え3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合　　20%
・入社後3ヶ月を超え6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合　　5%

ただし、紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び、派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

株式会社ワークステーション
許可番号　27-ユ-030180